

令和4年度第2回知多北部広域連合介護保険事業計画 推進委員会における質問への回答

令和4年度第2回知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会
資料2の P.3 1行目における記載

給付適正化事業は、介護予防給付を必要とする受給者に適切に必要なとするサービスを見極め、事業者がルールに従ってサービスを提供するよう促す取組みです。

〔小木曾委員より質問〕

この介護予防給付とは、介護予防給付に絞ったという意味か、予防に限らず介護給付も含まれるかと思うがどうか。

知多北部広域連合介護保険事業計画 第8期における該当部分関連
P.54 1行目における記載

(3) 給付適正化

給付適正化事業は、介護予防給付を必要とする受給者に適切に認定し、適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要なとするサービスを見極めた上で、事業者がルールに従ってサービスを提供するよう促す取組です。

介護給付の適正化を図ることで、利用者に対する適切な介護サービスが確保されるとともに、限られた資源の効率的・効果的な活用により、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。



〔回答〕

まずは、介護予防給付を必要とする受給者を認定することで、介護度が進まないようにケアマネジメントするとともに介護給付の適正化も図ります。知多北部広域連合では、令和4年度第2回知多北部広域連合介護保険事業計画推進委員会における資料2の P.3 3行目以降・住宅改修等の点検及び・ケアプラン点検の実施以外にも、知多北部広域連合介護保険事業計画 第8期の P.54、55①～⑤の主要5事業は介護予防給付に限らず、介護給付も実施しています。